

静岡県立田方農業高等学校における いじめの防止等のための対策に関する基本方針

はじめに

平成 25 年 9 月 28 日に施行されたいじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、「いじめの防止等 のための基本的な方針」、「(案)静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、い じめの防止等ための本校の基本方針、及び果たすべき役割、実施すべき施策について定めたも のである。

第 1 章 基本的な事項

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしゃやかいかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視される。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

一つ一つの行為がいじめにあたるかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。また、いじめには様々な表れがあることを踏まえ、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかたりすることもあることから、その生徒や周りの状況等をしっかり確認する。

(2) いじめの理解

- ・いじめはどの生徒も被害者にも加害者にもなりうる、どこでも起こりうるものである。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は心身に重大な危険を生じさせる場合がある。
- ・いじめの関係者が所属する集団全体の雰囲気や、周囲ではやし立て面白がって見ている「観衆」、見て見ぬふりをしている「傍観者」の存在が、いじめを助長することにも留意する。

(3) いじめに対する基本的な考え方

- ・いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。
- ・いじめによる心身の傷の大きさや深さは本人でなければ実感はできないが、それに気づくことや、理解しようとすることが大切である。
- ・いじめは、どこでもどの生徒にも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。
- ・いじめが重篤になるほど状況は深刻さを増しその対応は難しくなる。そのため、早期発見が重要であり、さらに言えば未然に防止することが最も重要である。

第2章 組織の設置

「いじめ問題対策委員会」（以下、「委員会」）の設置

(1) 構成員

基幹メンバー	副校長、教頭、教育相談室、研修課、生徒課
措置対応メンバー	該当学年主任、HR担任、部活動顧問等関わりの深い教職員、教務課長、スクールカウンセラー、外部専門家等

(2) 役割

- ・対策事業の企画・運営、いじめに関する情報の収集、記録・共有、実施事業の進捗状況の確認と検証
- ・いじめやいじめが疑われる行為の対応方針・指導計画作成、再発予防策の検討、関係機関との連携、県教委等への報告、報道への対応
- ・いじめられた生徒への個別対応支援、保護者との連携、いじめた生徒への指導、経過観察や再発予防等事後対応。

第3章 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

ア「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。

イ 保護者との連携

- ・PTAの会議や保護者あて通知等により、保護者のいじめに対する理解を促す。いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談することを相談窓口とともに周知する。

ウ 教職員研修

- ・全教員を対象にいじめやその防止、発達障害等に対する理解を深めるための講習等を実施する。

エ 再発防止・いじめの未然にふせぐための指導体制の点検

- ・ケースデータをもとに、いじめ対策・対応の不備な点を検証し改善を図る。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 生徒同士の望ましい人間関係づくり

- ・授業、HR活動、学校行事、部活動を通じて共感的で自他理解を深める機会を設け、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努める。特に年度当初に実施されるHR活動、体育祭は人間関係づくりに資するものとなるよう配慮する。
- ・ソーシャルスキルトレーニングやエンカウンター、アサーショントレーニングなどコミュニケーションや人間関係づくりのノウハウを身に付けるプログラムを積極的に活用する。

(3) いじめが生まれにくい環境作りと指導上の注意

ア 教職員と生徒の信頼関係づくり

- ・生徒理解を基盤に、生徒に積極的にかかわり、生徒の良さや可能性を認める姿勢を持ち、どの生徒にも公平に接する。
- ・教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。

イ わかる授業の推進

- ・すべての生徒が授業に参加し、授業場面で活躍できるよう、公開授業・授業評価等を通じ、授業改善を図る。
- ・授業内での言語活動を取り入れながら、コミュニケーション能力を高める。

(4) 生徒自らいじめについて学び、取りくむ

ア 道徳教育等の推進

- ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

イ 生徒の自主的活動の場の設定

- ・ H R 活動や生徒会活動などの場面で生徒が自主的にいじめについて考える機会を設ける。

(5) 情報モラル教育の推進

・ 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝え、掲示板等を含め、インターネットを利用する際のマナー及び被害にあった場合の対処法を指導する。 その際、保護者との連携に配慮する。

第4章 いじめの早期発見

(1) 生徒の実態把握

ア 観察：担任、副担任、授業担当教員、部活動顧問、教育相談室、養護教諭等がそれぞれの教育活動の中で、日常的な関わりを通し観察を行う。

イ 面談：4月、9月の二者面談や7月の保護者を含めた三者面談等定期面談、及び、個別の相談に対する面談を行い生徒の状況を把握する。

ウ アンケート：7・10・12月の学校生活アンケートを通して、生徒の実態を把握する。

エ 情報共有：授業や部活動の様子について教員間の情報交換を図り、変化やシグナル、いじめの予兆となるような言動を見逃す事なく情報共有していく。

(2) 相談体制の整備

・ 生徒・保護者に担任、副担任、学年主任、教育相談室、スクールカウンセラー、管理職等、多様な相談の窓口があることを周知させる。

・ いじめを受けている当人からの直接相談に加え、周囲の生徒からの情報収集や報告がしやすい相談体制を作っていく。

第5章 いじめに対する措置

(1) 事実確認と組織的対応

- ・ いじめに関する相談や、生徒がいじめを受けていると思われる情報を得た場合は、**個人でいじめか否かの判断をせず、委員会に報告する**。委員会は関係者から聞き取りによる事実確認を行い、いじめとして対応すべきか否かの判断を行う。

(2) 関係者への指導・支援

- ・ いじめが確認された場合はすぐにやめさせ、再発防止のため委員会を中心に必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の協力のもと具体的な対応方針や指導計画案を作成する。さらに、静岡県教育委員会（以下、「県教委」）に報告する。
- ・ いじめを受けた生徒に対しては、信頼できる人（親しい友人や教員、保護者等）と連携し、「絶対に守る」という学校の意思を伝え、生徒の意向をくみながら心のケアや登下校、休み時間の見守りなどの具体的な安全確保を教職員で分担して行い、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられる対処をする。
- ・ いじめを行った生徒に対しては、いじめがいかなる事情があっても決して許されるものではないことや、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導を行う。教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。
- ・ 周囲の生徒に対しては、はやし立てたり見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させ、いじめを止めることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の保護者にはすぐに事実を伝え、指導方針と具体的策を提示して再発防止への協力を要請する。
- ・ 問題の解決後も保護者と連携しながら経過観察を行い、必要に応じて委員会を再招集して問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援策を検討する。また次の学年への引継ぎにも配慮する。

(3) 関係機関との連携

・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

・いじめに対する指導・援助には専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることから、警察署等の関係機関の機能や役割をよく理解し、日ごろから積極的な情報交換を行う。

(4) ネットいじめ

インターネットの掲示板等への誹謗・中傷については前述の対応に加え、以下のような配慮をする。

・被害の拡大を防ぐために書き込みの削除を迅速に行う。

・書き込みを行った生徒に対しては、掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、犯罪行為であることを伝え、掲示板等を含め、インターネットを利用する際のマナーを再確認する。その上で、保護者と今後の利用について話し合わせ、その結果を確認する。

第6章 重大事態への対処

重大事件が起こった場合は、管理職の指揮・統制のもと、全職員が分担して以下のことに迅速かつ、的確に対応する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、次のような場合を言う。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金銭を奪い取られた場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 県教委等への報告

重大事態が発生した場合には、速やかに県教委に報告するとともに躊躇なく関連機関へ支援を求める。（「臨床心理士派遣要請」「CRT派遣要請」等を念頭に置く）。また、県教委の判断のもと、その旨を知事に報告する。

(3) 調査

県教委の判断のもと、その指導・支援を受けて公平性・中立性を担保できる専門家を加えた調査組織を速やかに設置する。その上で、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急がないよう心掛ける。

(4) 被害生徒・保護者への情報提供

県教委の指導・支援のもと、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を適切に提供する。

(5) 他の生徒・保護者への対応

正確な情報を迅速・確実に伝え、二次被害を防止する。

(6) 報道対応

個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。そのため、報道への対応は副校長が行う。

初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

(4) いじめ対策の考え方

ア いじめの未然防止

「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成するとともに、いじめに向かわせない態度能力を育成する。そのためには、自分を大切に思う自尊感情や自己有能感、他者への共感的理解、相違があっても互いを認め合いながら建設的に調整し解決する能力、自己の言動が他者や周囲にどのような影響を与えるかを適切に判断し行動できる力、規範意識や互いを尊重しようとする感覚（人権感覚）を育てることが重要である。さらに、生徒と教師との信頼関係づくり、生徒同士の望ましい人間関係づくり、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努める。

イ 早期発見

生徒のわずかな変化やシグナルを見逃さず、様々な手段で積極的にいじめを見つけていく姿勢が重要である。また、いじめを訴えやすい機会をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認をしていく。

ウ いじめに対する措置

いじめが発見されたり通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まない。保護者との連携の下、速やかに組織的に対応する。対応に当たっては、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然として態度で指導する。場合によっては関係機関・専門機関との連携を図る。

2 本校の特徴

本校では農業教育をとおり、命の大切さや他者をいたわる心、人間愛に満ちた高い道徳心を育てており、この考え方はいじめの防止等の取組においても生かすべきである。

